

山梨学院大学教職センター規程

(名称)

第1条 山梨学院大学（以下、「本学」という。）に、教職センターを置く。

(目的)

第2条 教職センターは、本学の教育職員養成課程（以下「教職課程」という。）の企画と運営を通じて、その理念を体現する者を養成することを目的とする。

(事業)

第3条 教職センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 全学的な教職課程の編成方針及び授業計画に関すること
- (2) 教育職員免許法の「教育の基礎的理解に関する科目」及び「教科及び教職に関する科目」等に対応する本学開設科目の授業実施計画及び教員組織編制に関すること
- (3) 教職課程の自己点検評価及び改善等に関すること
- (4) 教職課程の課程認定及び変更の手続きに関すること
- (5) 教育実習・栄養教育実習・教職実践演習等の実施計画並びに実習生等の指導に関すること
- (6) 教職課程履修学生の学修成果等の情報集約及び分析、学修支援及びキャリア支援に関すること
- (7) 教職課程を履修する学生の受け入れに関する計画及び取組に関すること
- (8) 教職課程に関する学外の機関等との連携・協働等に関すること
- (9) 教職課程の質的向上のためのFD及びSDの実施に関すること
- (10) 教職課程の情報公表等に関すること
- (11) その他教職課程に関すること

(センター長)

第4条 教職センターに、センター長を置く。

2 センター長は、本センターの事業を統括し、本センターを代表する。

3 センター長は、本学の常勤教員の中から学長が第7条に規定するセンター会議の議を経て、理事会に推薦する。

4 理事会は、学長の推薦に基づきこれを任命する。

5 センター長の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

6 センター長は、4月1日に就任し、3月31日をもって退任するものとする。

7 前項の規定にかかわらず、センター長が欠員となった場合に任命されたセンター長の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

(副センター長)

第5条 教職センターに、副センター長を置くことができる。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、センター長の職務を代行する。

3 前条第3項、第4項、第5項、第6項及び第7項の規定は、副センター長について準用する。

(教育研究員)

第6条 教職センターに、教育研究員を置くことができる。

2 教育研究員は、センター長の命を受けて、教職センターの事業を推進する業務を行う。

(会議)

第7条 教職センターに、事業の計画、運営等に関する事項を審議するため、教職センター会議を置く。

(会議録)

第8条 教職センターにおける会議録は、センター長が指名するセンターの所属教員が作成し、センター長のほか出席した2名が署名したのち、教務部教務課がこれを保管する。

2 センター長は、学長から求められた場合は会議録の写しを提出しなければならない。

(事務)

第9条 教職センターに関する事務は、教務部教務課が担当する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

(1) 山梨学院大学教職委員会規程（平成21年4月1日制定）は、これを廃止する。